

宮城県食の安全安心対策本部設置要綱

(設置)

第1 国内における牛海綿状脳症の発生や食品虚偽表示問題などにより、県民の食に対する不安、不信感が増大していることから、食に対する安全安心施策を総合的に推進するため、宮城県食の安全安心対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 対策本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 食の安全安心確保に係る基本方針の策定に関すること。
- (2) 食の安全安心施策に係る総合調整及び進行管理に関すること。
- (3) その他食の安全安心確保に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 本部長は、対策本部の事務を総括し、本部を代表する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第4 対策本部に、特定事案の調査及び施策の検討等を行うための専門部会その他必要な組織を設置することができる。

2 専門部会その他必要な組織の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

(会議)

第5 対策本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要に応じて対策本部の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 対策本部の庶務は、環境生活部食と暮らしの安全推進課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

別表（第3関係）

役職	構成員
本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長 復興・危機管理部長 企画部長 環境生活部長 保健福祉部長 経済商工観光部長 農政部長 水産林政部長 土木部長 警察本部長 企業局長 教育長